

離婚後の手続一覧

●氏（姓・名字）に関する手続

手続	手続期限	手続をする場所	対象となる方・必要書類など
<input type="checkbox"/> 婚氏統称の届出	離婚後 3ヶ月以内	市区町村役場	婚姻により姓が変わった方で、離婚後も婚姻中の姓を使用したい方 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（本籍地以外の役所に提出する場合）

●子の氏（姓・名字）と戸籍に関する手続

手続	手続をする場所	対象となる方・必要書類など
<input type="checkbox"/> 子の氏の変更許可申し立て	子の住所地を管轄する 家庭裁判所	離婚で別になった親子の氏（姓・名字）を同じにしたいとき 子が15歳以上→本人が申し立て 子が15歳未満→親権者が申し立て <input type="checkbox"/> 子の氏の変更許可申立書 <input type="checkbox"/> 収入印紙（800円）、郵便切手（裁判所に要確認） <input type="checkbox"/> 子の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 子が入籍しようとする親の戸籍の謄本
<input type="checkbox"/> 入籍届	市区町村役場	離婚で別になった親子の戸籍を同じにしたいとき <input type="checkbox"/> 入籍届 <input type="checkbox"/> 子の氏の変更許可審判書謄本（家庭裁判所で入手） <input type="checkbox"/> 子の戸籍謄本（本籍地以外の役所に提出する場合） <input type="checkbox"/> 子が入籍しようとする親の戸籍の謄本（同上）

※主な手続とその要領を記載しています。全ての手続を網羅していません。ご自身の責任でご使用ください。
 ※ご本人が各窓口で手続をする場合を前提としています。必要書類について、本人確認のための身分証、印鑑の記載を省略しています。
 ※都道府県、市区町村によって異なる場合があります。愛知県、名古屋市の情報を参考に作成しています。